

軽自動車税の減免手続きについて

申請に必要なもの	減免対象者	注意事項												
<p>1 障害者の認定を受けた手帳等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・戦傷病者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 <p>2 運転免許証</p> <p>3 車検証の写し</p> <p>4 印鑑</p> <p>5 軽自動車税納税通知書 兼領収証書</p> <p>6 軽自動車税減免申請書</p> <p>※納期限前7日までに遠野市役所 税務課の窓口で申請する必要があります。</p>	<p>1 身体障害者又は精神障害者が所有する軽自動車等であって、専ら当該者が運転するもの。 (例) 所有者…身体障害者 運転者…身体障害者</p> <p>2 身体障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢が18歳未満の者又は精神障害者のいずれかの者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）であって、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの。 (例) 障害区分による軽自動車等の所有者・使用者</p> <table border="1" data-bbox="663 719 1554 1126"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所有者</th> <th>運転者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者</td> <td>本人</td> <td>生計を一にする者</td> </tr> <tr> <td>身体障害者 (18歳未満)</td> <td>本人又は 生計を一にする者</td> <td>生計を一にする者</td> </tr> <tr> <td>精神障害者</td> <td>本人又は 生計を一にする者</td> <td>生計を一にする者</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 身体障害者等のみで構成される世帯に属する身体障害者等が所有する軽自動車等であって、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの。 (例) 所有者…身体障害者等 運転者…常時介護する者</p>	区分	所有者	運転者	身体障害者	本人	生計を一にする者	身体障害者 (18歳未満)	本人又は 生計を一にする者	生計を一にする者	精神障害者	本人又は 生計を一にする者	生計を一にする者	<p>1 減免の対象となる軽自動車は、1人につき1台です。車検証に「事業用」と書いたものは、除かれます。</p> <p>2 普通自動車の減免を受けている方や、タクシー助成券を利用している方は減免の対象にはなりません。</p> <p>3 <u>障害の程度により、減免に該当しない場合があります。</u>詳しくは別表を参照の上、対象となる障害者の範囲をご確認ください。</p>
区分	所有者	運転者												
身体障害者	本人	生計を一にする者												
身体障害者 (18歳未満)	本人又は 生計を一にする者	生計を一にする者												
精神障害者	本人又は 生計を一にする者	生計を一にする者												

別表

障害の程度		障害の程度				知的障害者	精神障害者	
		身体障害者(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)		戦傷病者(恩給法別表第1号表の2、第1号表の3)				
		本人が所有し運転する場合	生計を一にする者、又は常時介護する者が運転する場合	本人が所有し運転する場合	生計を一にする者、又は常時介護する者が運転する場合			本人が所有し運転する場合及び、生計を一にする者、又は常時介護する者が運転する場合
障害の区分	視覚障害	1級～4級	1級～4級	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	障害の程度A	障害等級1級	
	聴覚障害	2級、3級	2級、3級	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症			
	平衡機能障害	3級	3級	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症			
	音声機能障害	3級(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	—	特別項症～第2項症(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	—			
	上肢不自由	1級、2級	1級、2級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症			
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	特別項症～第6項症、第1款症～第3款症	特別項症～第3項症			
	体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級	特別項症～第6項症、第1款症～第3款症	特別項症～第4項症			
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級(一の上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	1級、2級(一の上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	—			—
		移動機能	1級～6級	1級～3級(3級は、一の下肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	—			—
	心臓機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症			
	じん臓機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症			
	呼吸器機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症			
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症			
	小腸機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級	1級～4級	—	—			
肝臓機能障害	1級～4級	1級～4級	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症				